

サービック第一事業所で、「安全配慮義務」を怠ったため 新型コロナウイルス感染症のクラスター発生！

サービック第一事業所（竹腰所長）において、十数名が新型コロナに感染するクラスターが発生しています。現在、新型コロナの新規感染者は増加傾向にあり「第8波」に入ったと言われています。個人的にはワクチン接種、マスク着用などの感染防止策を自らの責任において実施しています。企業においても、「安全配慮義務」として新型コロナ感染拡大防止策が求められています。

第一事業所における新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生は、第一事業所及びサービック本社が、新型コロナ感染拡大防止策としての「安全配慮義務」を怠ったからです。

使用者は労働者に対し労働契約法上（第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする）の安全配慮義務を負っており、従業員の健康に対する安全に配慮する義務があります。使用者として、労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患しないための必要な配慮（合理的な対策）を実施することが求められています。

第一事業所（竹腰所長、当時は山崎副所長）及びサービック本社による「安全配慮義務」違反は、今回だけではありません。萩原さんと柿本さんに対して、差別的・報復的により自宅待機を外し、出勤させ新型コロナ感染の危険に晒しました（現在、大阪高裁で係争中です）。

本社「クラスターではない!？」所長など幹部は対策そっちのけでハイキング!? JR東海労は、直ちに対策を講じるように申し入れる！

J R 東海労新幹線関西地本は、サービック本社に対して、第一事業所の新型コロナウイルス感染症のクラスターを発生させたことの抗議と、早急に対策を講じるように申し入れました。対応した馬場本社人事課長は「何人かは別の病気で、クラスター発生とは言えない」「適切な感染防止対策は実施している」と驚くべき回答をしました。クラスターかどうかではなく、間違いなく十数名が新型コロナに感染していて、これ以上の感染者を出さない対策が早急に求められています。また、竹腰所長、福田副所長、島田科長ら J R 東海からの出向者は、感染拡大防止対策よりも自分たちの点数稼ぎのために、J R 東海主催のハイキング（さわやかウォーキング）に参加しています。さらに、のどがおかしく声が出にくい症状がある複数の社員を、クラスター発生による要員不足のため、新型コロナウイルス感染の検査を受けない状態で出勤させています。

現在、ロッカーの消毒は実施していますが、まだまだ実施する項目はたくさんあります。厚労省や大阪府などのホームページ（「事業所等で感染者が発生した場合」「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組」）を参照して、早急に実効性のある対策を講じなければなりません。「ハイキングに行く前に!」「クラスターではないと言う前に!」やるべきこと（安全配慮義務）をやるべきです。